

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成29年2月16日(2017.2.16)

【公表番号】特表2016-502926(P2016-502926A)

【公表日】平成28年2月1日(2016.2.1)

【年通号数】公開・登録公報2016-007

【出願番号】特願2015-553066(P2015-553066)

【国際特許分類】

A 6 1 B 6/00 (2006.01)

【F I】

A 6 1 B 6/00 3 0 0 D

【手続補正書】

【提出日】平成29年1月11日(2017.1.11)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

患者支持体と、

Cアームを有するX線画像取得装置であって、前記Cアームの対向する端部に提供されるX線源及びX線検出器を有するX線画像取得装置と、

レールコネクタ、画像取得コネクタ、及び少なくとも2つの支持アームを有する支持装置と、

レール装置と、

を有する医用X線イメージングシステムであって、

前記画像取得装置は、前記患者支持体に配される関心対象の画像情報を取得し、

前記レール装置は、頭上に提供され、

前記支持装置は、前記レール装置に可動に取り付けられ、前記支持装置は、少なくとも前記レール装置に沿って可動であり、

前記レールコネクタは、前記レール装置に前記支持装置を結合し、

前記画像取得コネクタは、前記支持装置に前記画像取得装置を結合し、

前記支持アームは、互いに可動に接続され、それにより前記画像取得コネクタを前記レールコネクタにリンクし、

第1の水平支持アームが、第1の下向き軸を中心にピボット回転可能であるように前記レールコネクタに取り付けられ、

第2の垂直支持アームが、第2の下向き軸を中心にピボット回転可能であるように前記第1の水平支持アームにその第1の端部を取り付けられ、

前記画像取得コネクタは、前記第2の垂直支持アームの第2の端部に取り付けられ、前記画像取得装置は、前記第2の垂直支持アームに対して可動であり、

前記画像取得装置は、それぞれ異なる方向からの前記対象の画像取得を可能にするよう前記支持装置に可動に取り付けられ、

前記患者支持体は、長手方向を有し、前記レール装置は、前記患者支持体の長手方向に直角な方向である長手レール方向に延在する、イメージングシステム。

【請求項2】

前記第1の水平支持アームは、第1の取り付けポイントにおいて前記レールコネクタに取り付けられ、前記第2の垂直支持アームは、第2の取り付けポイントにおいて前記第1

の水平支持アームに取り付けられ、前記第1の取り付けポイントと前記第2の取り付けポイントとの間の水平距離が調整可能である、請求項1に記載のイメージングシステム。

【請求項3】

前記レール装置が、前記患者支持体の上方に且つ側方に配される、請求項1又は2に記載のイメージングシステム。

【請求項4】

前記患者支持体は、予め決められた患者アクセスゾーンによって少なくとも部分的に囲まれ、前記レール装置は、前記患者アクセスゾーンの上方に及びその外側に配される、請求項1又は2に記載のイメージングシステム。

【請求項5】

前記患者支持体は、予め決められたラミナーフローゾーンに少なくとも部分的に位置し、前記レール装置は、前記ラミナーフローゾーンの外側に配される、請求項1乃至4のいずれか1項に記載のイメージングシステム。

【請求項6】

前記支持装置は、前記画像取得装置を、前記画像取得装置が関心対象の画像情報を取得する動作位置と、前記画像取得装置が前記患者アクセスゾーンの外側に及び／又はラミナーフローゾーンの外側に提供されるパーキング位置と、に位置付けるように適応される、請求項1乃至5のいずれか1項に記載のイメージングシステム。

【請求項7】

前記支持装置は、前記画像取得装置がスタンバイ位置に位置付けられることを可能にし、前記スタンバイ位置において、前記画像取得装置は前記患者アクセスゾーンの外側にある、請求項1乃至6のいずれか1項に記載のイメージングシステム。

【請求項8】

前記Cアームは、前記画像取得コネクタに可動に取り付けられ、

前記Cアームの取り付けは、i) 前記画像取得コネクタが水平軸を中心とする前記Cアームのピボット回転運動を提供するように、前記Cアームの対向する端部の間の中間部分の側方に、又はii) 前記画像取得コネクタが垂直軸を中心とする前記Cアームのピボット回転運動を提供するように、2つの対向する端部の上側の端部の上に、提供される、請求項1乃至7のいずれか1項に記載のイメージングシステム。

【請求項9】

処理された供給空気を提供する空気供給装置を更に有し、ラミナーフローゾーンを規定する前記患者支持体へ向かう層流気流の供給空気を供給するように、前記空気供給装置の供給空気出口が頭上に設けられる、請求項1乃至8のいずれか1項に記載のイメージングシステム。

【請求項10】

可動の照明機器、可動のディスプレイ機器及びメディアラックを含むグループの中の少なくとも1つを有し、前記照明機器及び／又はディスプレイ機器及び／又はメディアラックが、頭上に及びラミナーエアゾーンの外側に載置される、請求項1乃至9のいずれか1項に記載のイメージングシステム。